

## ニッコン株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

### 2. 内容

目標： 育児・介護休業規定の理解と周知を図り、休業ならびに休暇を取りやすい環境を整備する。

対策1： 産前産後(配偶者の出産を含む)ならびに、育児のため休業することを希望する従業員に対し、面談を実施して次の各制度の詳細情報を提供する。

- ① 労働基準法に定める「産前産後休暇」
- ② 育児・介護休業に定める「育児休業」「子の看護休暇」「育児のための所定外労働の免除・制限」「育児短時間勤務」
- ③ 雇用保険法に定める「育児休業給付」

対策2： 仕事と子育てを両立させるため現業職種(営業・総務)の下記課題に対して、管理職と現業従業員で検討会を開催し、実勢可能な環境を考える。

- ① 所定有給休暇の取得率向上
- ② 所定外労働の創減
- ③ 短時間勤務が可能な勤務(営業・総務)